

日本国特許庁への日欧特許審査ハイウェイ試行プログラム 利用の申請について

第一部

欧州出願に基づく特許審査ハイウェイ

欧州出願に基づく特許審査ハイウェイ(以下、PPHという)試行プログラムの下で日本国特許庁へ早期審査の利用を申請する場合には、通常の早期審査の申請と同様に「早期審査・審理ガイドライン」¹に示される手順に基づいて「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。

この PPH 試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

この PPH 試行プログラムは2012年1月29日より開始し、2年間の試行期間後、2014年1月28日に終了します。

欧州特許庁及び日本国特許庁が PPH プログラムの実行性を評価するために十分な PPH 申請件数を受け付けるまで、必要に応じて、試行期間を延長することがあります。

PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に PPH 試行プログラムを終了することがあります。PPH 試行プログラムが2014年1月28日より前に終了する場合は、その旨が公表されます。

1. 申請要件

(a) PPH を申請する日本出願(以下、当該出願という)および対応する欧州出願において、優先日あるいは出願日のうち、最先の日付が同一である。

例えば、当該出願(PCT出願の国内移行出願も含む)が、

(Case I) 欧州出願に基づいて正当なパリ条約に基づく優先権を主張している出願である(別紙1の図A、B、C、D及びE参照)、又は、

(Case II) 欧州出願(PCT出願の国内移行出願も含む)に対する正当なパリ条約に基づく優先権主張の基礎となっている出願である(別紙1の図F、G及びH参照)、又は、

(Case III) 欧州出願(PCT出願の国内移行出願も含む)と同一の優先権基礎出願を有する出願である(別紙1の図I、J、K、L及びM参照)、又は、

(Case IV) 優先権主張を伴わないPCT出願の国内移行出願であって、当該出願お

¹ http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf

よび対応する欧州出願が同一のPCT出願の国内移行出願であること(別紙1の図N参照)。

(b)対応する欧州出願が存在し、その最新のオフィス・アクションにおいて、特許可能と判断された一又は複数の請求項を有すること。

以下のいずれかの場合に、請求項は「特許可能と判断された」とします。

- (i) 当該請求項に対して欧州特許を付与しようとする通知が発行された場合(通知名「EPC規則71(3)に基づく通知 (Communication under Rule 71(3) EPC)」)。
- (ii) 上記(i)の通知が未発行の場合でも、欧州調査報告において当該請求項に対して肯定的な見解が示された場合(別紙1の図E参照)。すなわち、X文献(PX、EX及びOX文献を含む)及びY文献(PY、EY及びOY文献)のいずれも当該請求項に対して提示されていない場合。

(c) PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、対応する欧州出願の特許可能と判断された一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が欧州出願の請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が欧州出願の請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」とみなされます。

例えば、欧州出願の請求項において、明細書(明細書及び/又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

欧州特許庁で特許可能と判断された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は、十分に対応しているとはみなされません。例えば、欧州特許庁における請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法の請求項に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているとはみなされません。

(d) 当該出願に関し、日本国特許庁において審査の着手がされていないこと。(別紙1の図O参照)

2. 提出書類

次の(a)～(d)の書類を「早期審査に関する事情説明書」に添付して提出する必要があります。なお、場合によっては提出を省略できる書類もありますが、その場合にも、

提出を省略する書類名を「早期審査に関する事情説明書」中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

(a) 対応する欧州出願に対して欧州特許庁から出された特許性に関連する全てのオフィス・アクションの写し、及びそれらが英語で記載されていない場合はそれらの日本語又は英語による翻訳文

欧州特許庁から出された特許性に関連する全てのオフィス・アクションとは、全ての発行された「欧州調査報告(European Search Report)」、「欧州調査見解(European Search Opinion)」、「拒絶理由通知(Examination Report)」及び「EPC規則71(3)に基づく通知(Communication under Rule 71(3) EPC)」をいいます。

これら書類が英語で記載されており、欧州特許庁のドシエアクセスシステム(例 epoline(登録商標) <https://register.epoline.org/espacenet/regviewer>)から入手できる場合には、出願人はこれらの写しを添付する必要はなく、早期審査に関する事情説明書中に、提出を省略する物件として、当該書類名の一覧を記載すれば足ります。これら書類がフランス語またはドイツ語で記載されている場合、これらの写しは欧州特許庁のドシエアクセスシステムで入手可能であれば提出する必要はありませんが、これらの翻訳文は出願人が提出する必要があります。

(b) 対応する欧州出願の特許可能と判断された請求項の写し、及びそれが英語で記載されていない場合はその日本語又は英語による翻訳文

特許可能と判断された請求項が記載された補正書、特許可能と判断された請求項が記載された出願時提出書類、特許公報の印刷原稿(Druckexemplar)及び欧州特許庁が発行した特許公報の写しは、「対応する欧州出願の特許可能と判断された請求項の写し」に相当します。請求項の写し及び翻訳文を提出しなくて良い条件は、上記(a)に記載されているオフィス・アクションの場合と同じです。

(c) 欧州審査官が引用した引用文献

提出すべき文献は、「拒絶理由通知(Examination Report)」において引用された文献か、拒絶理由通知が発行されていない場合には「欧州調査報告(European Search Report)」において提示された文献です。

引用文献が特許文献であれば提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、引用文献が非特許文献の場合は、提出を省略することができません。引用文献の翻訳は提出不要です。

(d) 請求項対応表

当該出願の請求項と対応する欧州出願の特許可能と判断された請求項との関係を示す対応表を提出してください。請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1. (c)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください（記入例をご参照ください。）。

なお、上記(a)～(d)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 事情

当該出願と対応する欧州出願との関係が上記1. (a)の要件を満たしており、かつ、対応する欧州出願が上記1. (b) (i)または(ii)に該当することを説明し、PPH 試行プログラムによる早期審査の申請を行う旨を記載してください。対応する欧州出願の出願番号も必ず記載してください。当該出願または対応する欧州出願が派生出願である場合（例えば、特許可能との判断がなされた欧州出願が、当該出願の優先権主張の基礎となる欧州出願の分割出願である場合）は、その基礎となる出願の出願番号も記載してください。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続とで異なります。記入の際には各記入様式を参考にしてください（オンライン手続の場合は早期審査様式1、書面手続の場合は早期審査様式2となります）。

PPH 申請をオンライン手続で行う場合の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
 【提出日】 平成00年00月00日
 【あて先】 特許庁長官殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願 0000-000000
 【提出者】
 【識別番号】 000000000
 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
 【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇
 【代理人】
 【識別番号】 000000000
 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
 【氏名又は名称】 〇〇 〇〇
 【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願と欧州特許庁への対応出願(特許出願番号0000000)は、共に、英国知的財産庁への一つの出願(出願番号00/000000)に対してパリ条約に基づく優先権を有効に主張する出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

当該欧州出願に対して、**年**月**日付で特許許可通知(EPC規則71(3)に基づく通知)が発行されている。

(提出を省略する物件)

(物件名) **年**月**日付の対応欧州出願に対する欧州調査報告(European Search Report)の写し

(物件名) **年**月**日付の対応欧州出願に対する欧州調査見解(European Search Opinion)の写し

(物件名) **年**月**日付の対応欧州出願に対する拒絶理由通知(Examination Report)の写し

(物件名) **年**月**日付の対応欧州出願に対する特許許可通知(EPC規則71(3)に基づく通知)の写し

(物件名) 対応欧州出願の特許公報である欧州特許第00000000号明細書

(物件名) 対応欧州出願に対して引用された米国特許第00000000号明細書

(物件名) 対応欧州出願に対して引用された欧州特許出願公開第00000000号明細書

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p.123-127」である。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

添付する物件を記載してください。

【提出物件の目録】

【物件名】 欧州出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1

【物件名】 引用非特許文献 1

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 欧州出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	欧州で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	両クレームは、記載形式を除き同一である。
3	1	請求項3は、欧州特許出願の請求項1にAという発明特定事項を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【内容】

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

当該書類の写しを添付してください。

なお、書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間がオンラインで手続した場合よりも比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

第二部

欧州特許庁の PCT 国際段階成果物を利用した特許審査ハイウェイ

出願人は、PCT 国際段階成果物を利用した日欧間の特許審査ハイウェイ(以下、「PCT-PPH」という)試行プログラムに基づいて、以下の申請要件を満たす日本国特許庁への出願につき、書類の提出を含む所定手続を行うことで早期審査を申請することができます。

このPCT-PPH試行プログラムに基づいて早期審査の利用を申請する場合には、通常の早期審査の申請と同様に「早期審査・審理ガイドライン」²に示される手順に基づいて「早期審査に関する事情説明書」を提出してください。

この PCT-PPH 試行プログラムの下では、「早期審査に関する事情説明書」における「2. 先行技術の開示及び対比説明」の記載を省略することができます。

PCT-PPH 試行プログラムの試行期間は2012年1月29日に始まり、2年間継続した後、2014年1月28日に終了します。

欧州特許庁及び日本国特許庁が PCT-PPH の実行性を評価するために十分な申請件数を受け付けるまで、必要に応じて、試行期間を延長することがあります。

PPH の申請件数が管理可能な水準を超えた場合や、その他の理由により、早期に PCT-PPH 試行プログラムを終了することがあります。PCT-PPH 試行プログラムが2014年1月28日より前に終了する場合は、その旨が公表されます。

1. 申請要件

日本特許庁に出願された出願(以下、当該出願という)が下記(1)~(4)の要件を満たしている必要があります。

- (1) 当該出願に対応する国際出願(以下、「対応する国際出願」という)の国際段階における成果物、すなわち国際調査機関が作成した見解書(WO/ISA)、国際予備審査機関が作成した見解書(WO/IPEA)及び国際予備審査報告(IPER)のうち、最新に発行されたもの(以下、「最新国際成果物」)において特許性(新規性・進歩性・産業上利用可能性のいずれも)「有り」と示された請求項が少なくとも1つ存在すること。

ただし、上記 WO/ISA、WO/IPEA、IPER は欧州特許庁が国際調査機関(ISA)、国際予備審査機関(IPEA)として作成したものに限り、優先権主張の基礎となる出願はいずれの庁に出願されたものであっても構いません。別紙2図 A' を参照してください(ZZ は任意の国内出願)。

国際調査報告(ISR)のみに基づいて PCT-PPH を申請することはできません。

² http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf

PCT-PPH 申請の基礎とする最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正の如何にかかわらず、出願人は特許性について釈明(特許可能な請求項を特定し説明)しなければなりません。この場合、出願人が特許性について何ら釈明をしないとき、その出願は PCT-PPH 申請の対象となりません。なお、釈明が妥当であるか否か、第 VIII 欄に記載された意見に対応する補正がなされたか否かは PCT-PPH の対象となるか否かの判断に影響しません。

- (2) 当該出願と「対応する国際出願」は下記(A)～(E)のいずれかの関係を満たす。
- (A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。(別紙2の図 A, A', A' 参照)
 - (B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。(別紙2の図 B 参照)
 - (C) 当該出願は国際出願の国内段階であり、「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする。(別紙2の図 C 参照)
 - (D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」を国内優先権主張又はパリ条約優先権主張の基礎とする。(別紙2の図 D 参照)
 - (E) 当該出願は上記(A)～(D)のいずれかを満たす出願の派生出願(分割出願、国内優先権を主張する出願等)である。(別紙2の図 E1, E2 参照)

- (3) PCT-PPH に基づく審査を申請する当該出願のすべての請求項が、欧州特許庁が ISA 又は IPEA として特許可能と判断した一又は複数の請求項と十分に対応しているか、十分に対応するように補正されている。

差異が翻訳や請求項の形式によるものであり、当該出願の請求項が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項と同一又は類似の範囲を有するか、当該出願の請求項の範囲が最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の範囲より狭い場合、請求項は「十分に対応」するとみなされず。

例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項において、当該出願の明細書(明細書及び／又は請求項)に裏付けられている特徴を追加することにより限定する補正がなされた場合に、より範囲の狭い請求項が生じます。

最新国際成果物で特許性有りと示された請求項に対し、新たな又は異なったカテゴリーの請求項は十分対応しているものとみなされません。例えば、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項が製品を製造する方法に関するもののみであり、日本国特許庁において、対応する方法に従属した製品に関する請求項を導入した場合、当該出願の請求項は十分に対応しているものとみなされません。

- (4) PCT-PPH の申請時点において、当該出願に関し、日本国特許庁において審査の着手がされていないこと。

2. 提出書類

出願人は PCT-PPH に基づく早期申請を行う際、申請様式に添付して下記(1)～(4)の書類を提出する必要があります。

ただし、場合によっては提出を省略できる書類もあります。その場合にも、提出を省略する書類名を早期審査に関する事情説明書中に記載する必要がありますのでご注意ください(詳細は記入例をご参照ください)。

- (1) 特許性有りと判断が記載された最新国際成果物の写しと、それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文

当該出願が上記1. (2) (A)の要件を満たす場合、当該出願の包袋情報の一部として特許性に関する国際予備報告(IPRP)の写しとその英語の翻訳文が含まれるため、出願人はそれらの提出を省略することができます。さらに、“PATENTSCOPE(登録商標)”³で当該最新国際成果物の写しと、その英語の翻訳文が取得可能である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はそれらの提出を省略することができます。

(通常、WO/ISA は”IPRP Chapter I”として、また IPER は”IPRP Chapter II”として優先日から 30 月で利用可能となります)

- (2) 最新国際成果物で特許性有りと示された請求項の写しと、それが英語でない場合は日本語又は英語によるその翻訳文

“PATENTSCOPE(登録商標)”で、特許性有りと示された請求項の写しが取得可能(例:当該出願の国際公開パンフレットが発行済み)である場合、日本国特許庁から要求されない限り、出願人はその提出を省略することができます。請求項がフランス語又はドイツ語で記載されている場合、その翻訳文は出願人が提出する必要があります。

- (3) 最新国際成果物で引用された文献の写し

引用文献が特許文献であれば、提出を省略できます。ただし、日本国特許庁が当該文献を入手できない場合には、出願人は当該文献の提出を求められる場合があります。また、非特許文献は、提出を省略できません。引用文献の翻訳は提出不要です。

³ <http://www.wipo.int/pctdb/en/index.jsp>

(4) 当該出願の全ての請求項と、最新国際成果物で特許性有りと示された請求項との関係を示す対応表を記載した書面

請求項が直訳であるような場合には単に同一である旨を、単なる翻訳上の差異以上の違いがある場合には、上記1.(3)に記載の観点から、そのような差異があっても十分に対応していることを説明してください(記入例をご参照ください。)

なお、上記(1)～(4)の書類について、同時又はすでになされた他の手続きにおいて日本国特許庁に提出されている場合、その書類の写しを援用することにより当該書類の添付の省略が可能です。

3. PCT-PPH 試行プログラムに基づく早期審査を申請する場合の「早期審査に関する事情説明書」の記載要領

(1) 事情

本出願と対応する国際出願との関係が、1.(2)の(A)～(E)のいずれかに該当することを説明し、特許審査ハイウェイによる早期審査の申請を行う旨、記載してください。また、対応する国際出願の出願番号も記載してください。

また、PCT-PPH 申請の基礎とする最新国際成果物の第 VIII 欄に何らかの意見が記載されている場合には、特許性についての釈明(特許可能な請求項を特定し説明)を行ってください。

(2) 提出書類

上記2. に示すすべての提出すべき書類を特定できる形で書類毎に項目分けして記載してください。提出の省略が可能な書類についても記載してください。

(3) 注意事項

「早期審査に関する事情説明書」の様式は、オンライン手続と書面手続によって異なりますので、記入の際には各記入様式を参考にしてください(オンライン手続の場合は早期審査様式1、書面手続の場合は早期審査様式2となります)。

オンライン手続の場合の記入例

【書類名】 早期審査に関する事情説明書
 【提出日】 平成00年00月00日
 【あて先】 特許庁長官殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願 0000-000000
 【提出者】
 【識別番号】 000000000
 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
 【氏名又は名称】 〇〇〇〇〇
 【代理人】
 【識別番号】 000000000
 【住所又は居所】 〇〇県〇〇市〇丁目
 【氏名又は名称】 〇〇 〇〇

書誌事項

【早期審査に関する事情説明】

1. 事情

本出願は国際出願(出願番号 PCT/EP0000/000000)の国内移行出願であり、特許審査ハイウェイに基づく早期審査の申請を行うものである。

当該国際出願について国際調査機関としての欧州特許庁が作成した見解書において、特許請求の範囲に対し特許可能との判断が明示されている。

添付を省略する物件を記載してください。

(提出を省略する物件)

- (物件名)**年**月**日付の対応国際出願に対する WO/ISA の写し
- (物件名)対応国際出願の国際公開公報である国際公開第0000/000000号
- (物件名)対応国際出願に対して引用された米国特許第000000号明細書
- (物件名)対応国際出願に対して引用された日本国特許第000000号公報

以下において、「引用非特許文献1」とは、「村岡洋一著、「コンピュータサイエンス大学講座(第11巻)コンピュータ・アーキテクチャ」、第2版、株式会社近代科学者、1985年11月、p. 123 - 127」である。

【提出物件の目録】

- 【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面 1
- 【物件名】 引用非特許文献1 1

実際に添付する物件を記載してください。

文献名が長い場合(50文字以上の場合)、【物件名】の欄には直接記入ができませんので、【早期審査に関する事情説明】の「1. 事情」の中に文献名を記載し、【物件名】には適当な名前をつけて記載してください。

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

実際に添付する書類のイメージを添付又はテキストを記入してください。

【添付物件】

【物件名】 国際出願と本出願の請求項の対応関係を示す書面

【内容】

本出願の請求項	国際段階で特許可能とされた請求項	対応関係に関するコメント
1	1	両クレームは同一である。
2	2	”
3	1	両クレームは、記載形式を除き同一である。
4	2	”
5	1	請求項5は、国際段階の請求項1にAという構成を付加したものである。

【物件名】 引用非特許文献1

【提出物件の目録】の下の【物件名】と同じ名前にしてください。

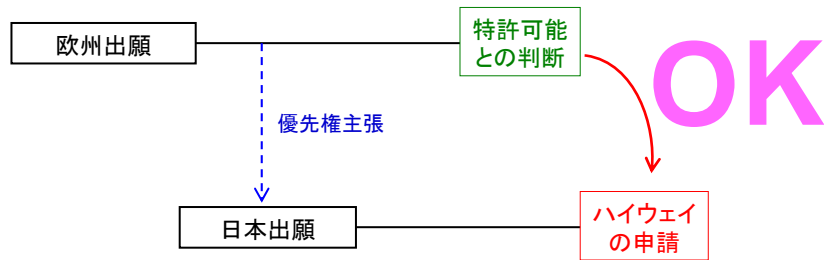
【内容】

当該文献の写しを添付してください。

なお、書面で手続をされた場合には、審査着手までの期間がオンラインで手続した場合よりも比較的長くなる場合が多いことにご留意願います。

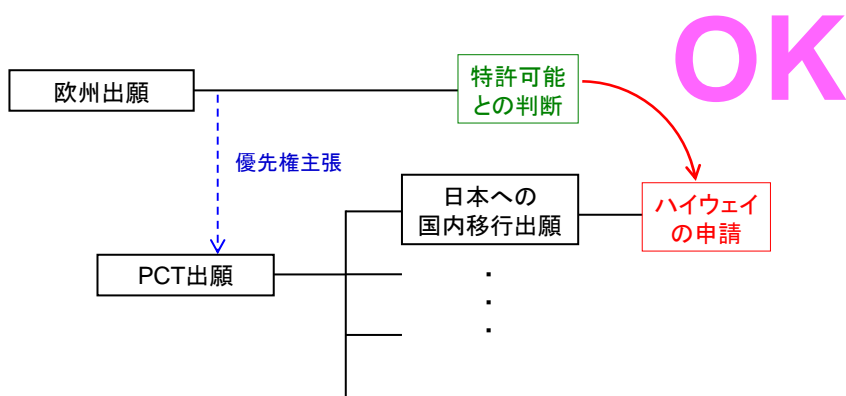
A

(Case 1)
- パリルート -

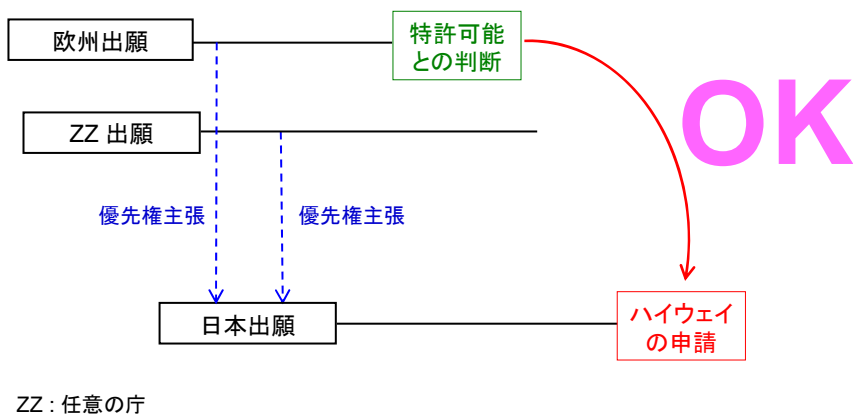


B

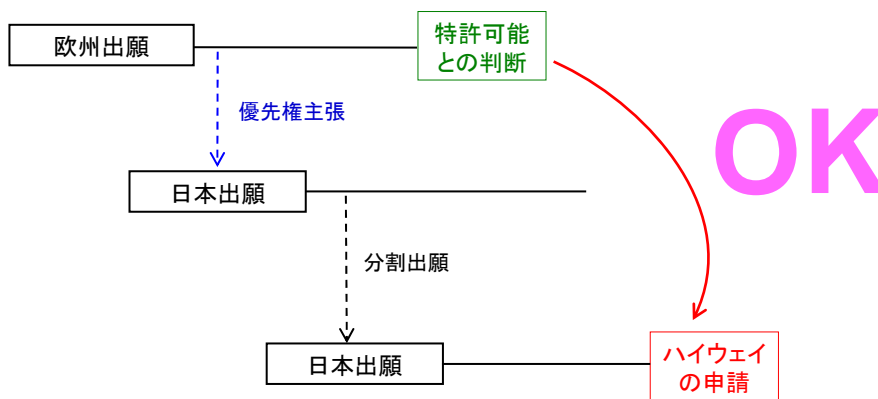
(Case 1)
- PCTルート -



C (Case 1)
 - パリルート: 複数の出願に基づく優先権主張 -

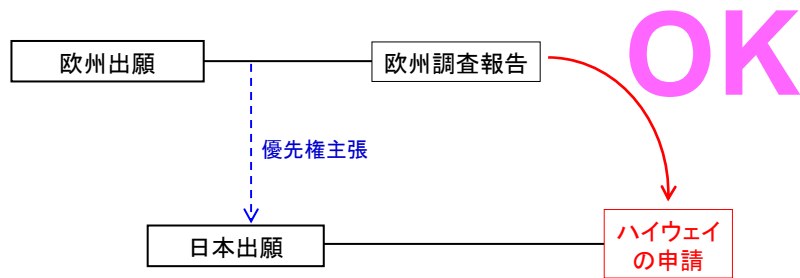


D (Case 1)
 - パリルート: 分割出願 -



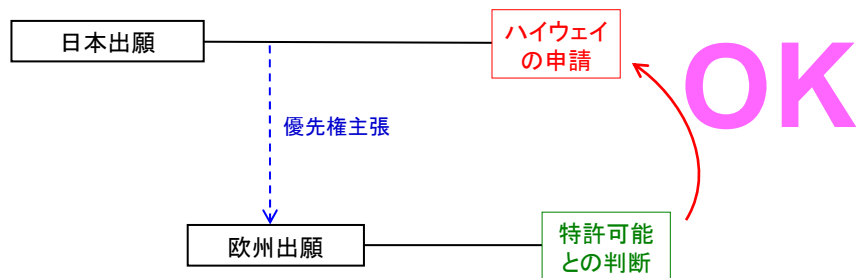
E

(Case I)
- 欧州調査報告 -



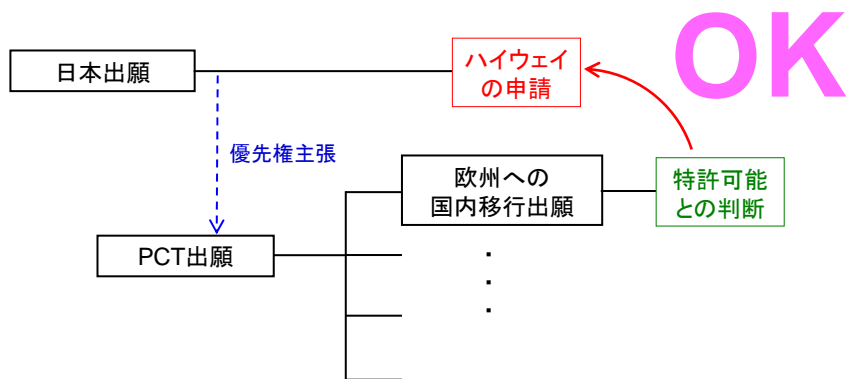
F

(Case II)
- パリルート -



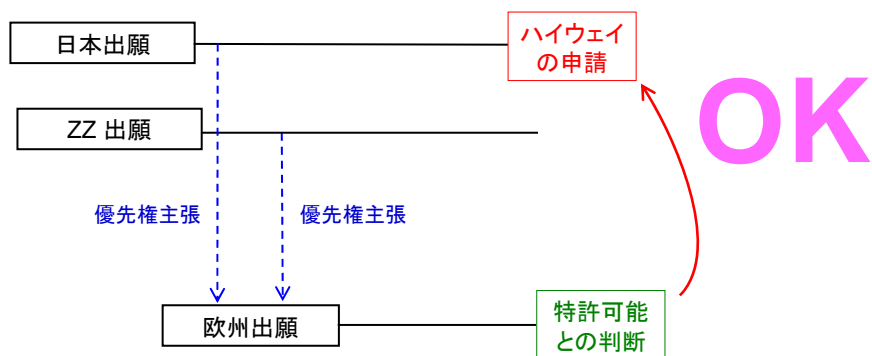
G

(Case II)
- PCTルート -



H

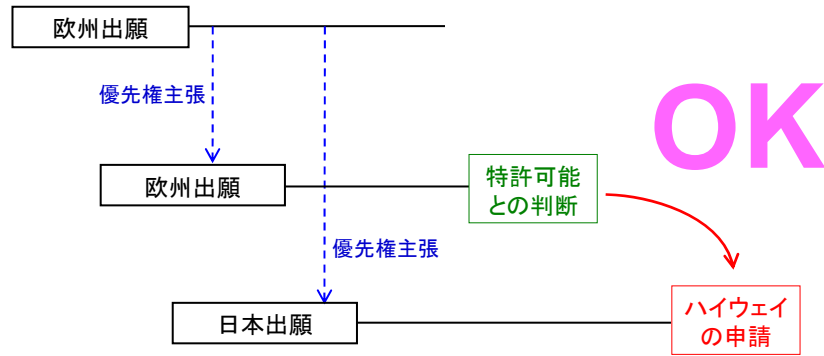
(Case II)
- パリルート：複数の出願に基づく優先権主張 -



ZZ：任意の序

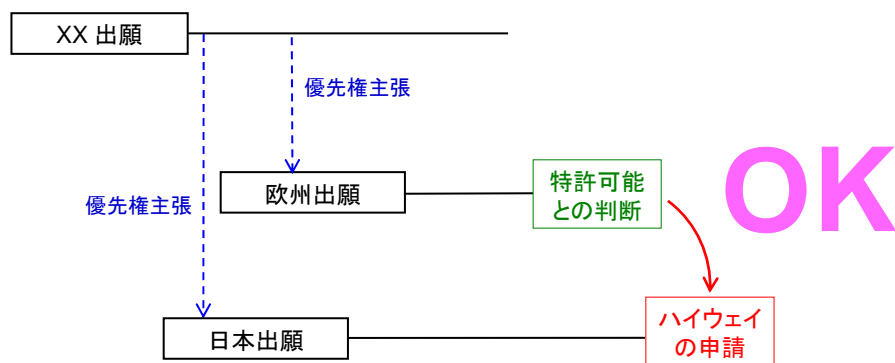
I

(Case III)
- パリルート：優先権主張 -



J

(Case III)
- パリルート：第三国出願に基づく優先権主張 -

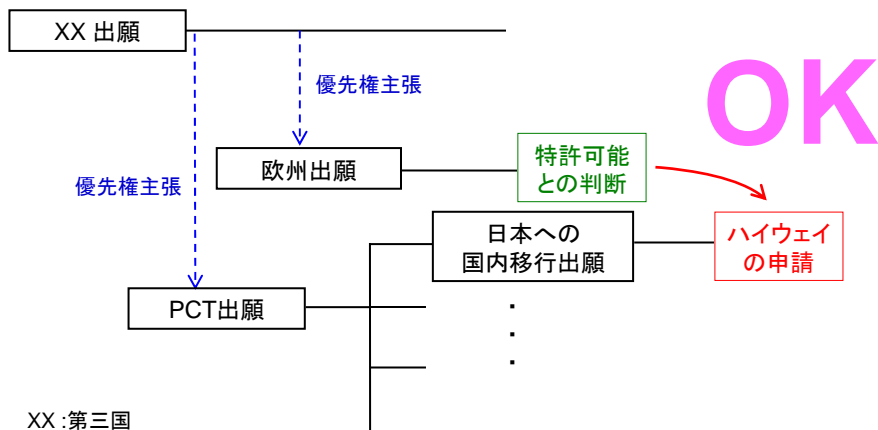


XX: 第三国

K

(Case III)

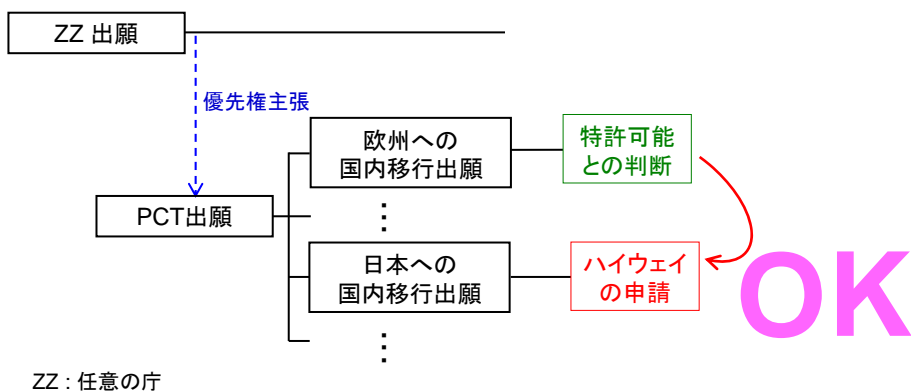
- PCTルート: 第三国出願に基づく優先権主張 -



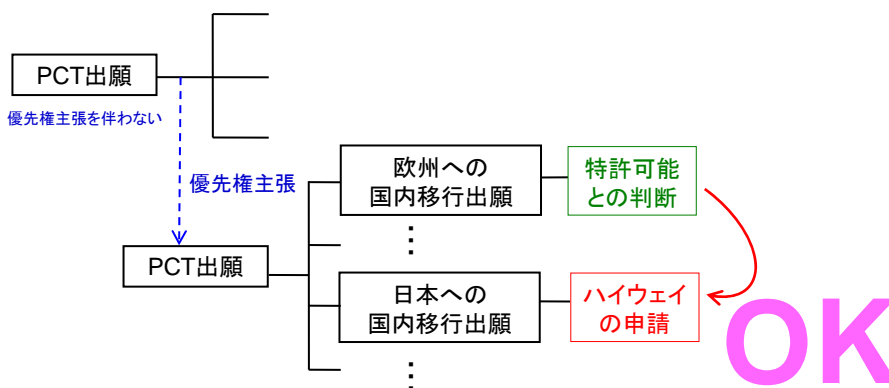
L

(Case III)

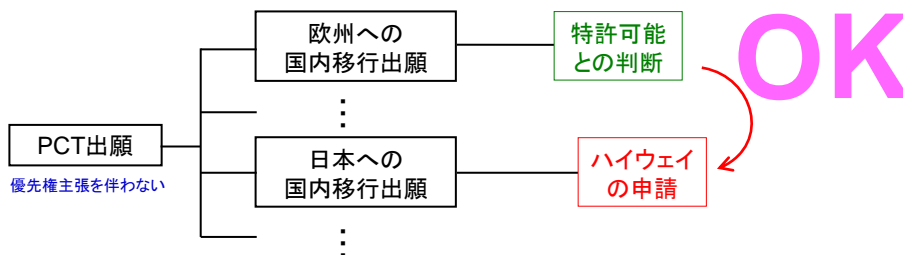
- PCTルート -

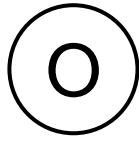


M (Case III)
 - PCTルート: ダイレクトPCTに基づく優先権主張 -



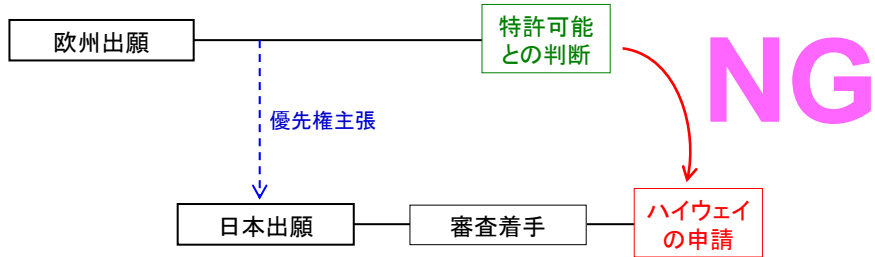
N (Case IV)
 - 優先権主張を伴わないPCT出願(ダイレクトPCT) -



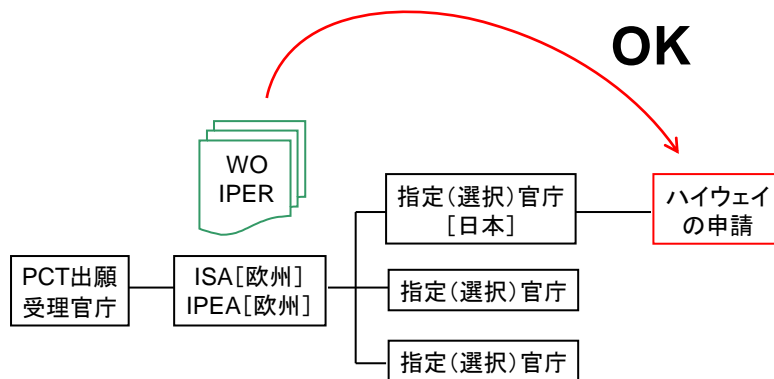


要件 (d) を満たさない事例

- ハイウェイの申請前に日本国特許庁が審査着手 -

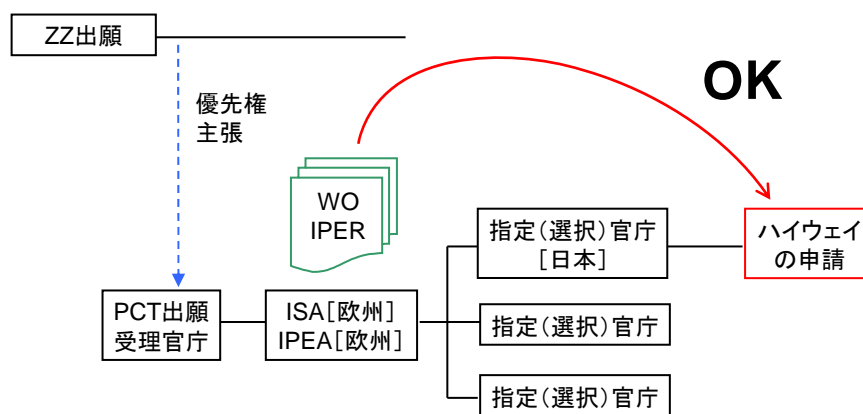


(A) 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。



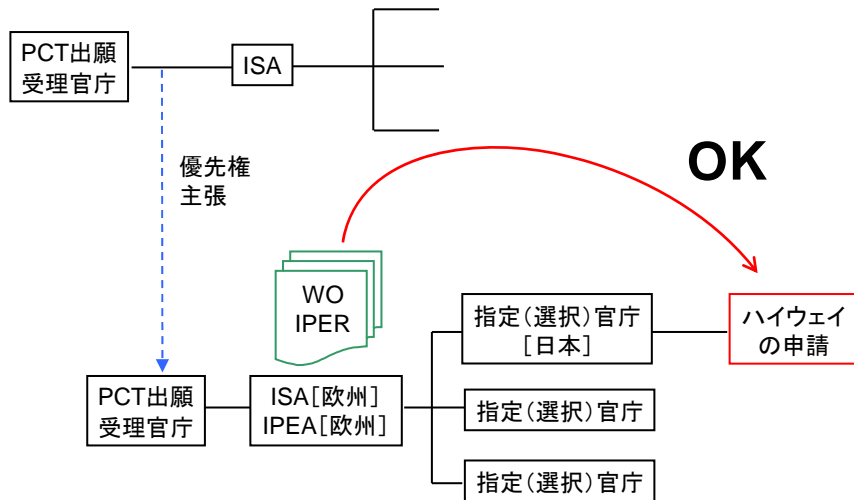
(A') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。

(「対応する国際出願」が国内出願を基礎として優先権を主張している場合)

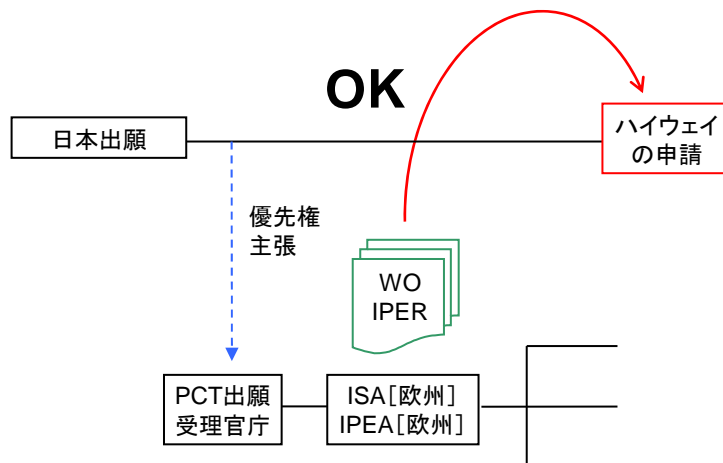


ZZ=任意の庁

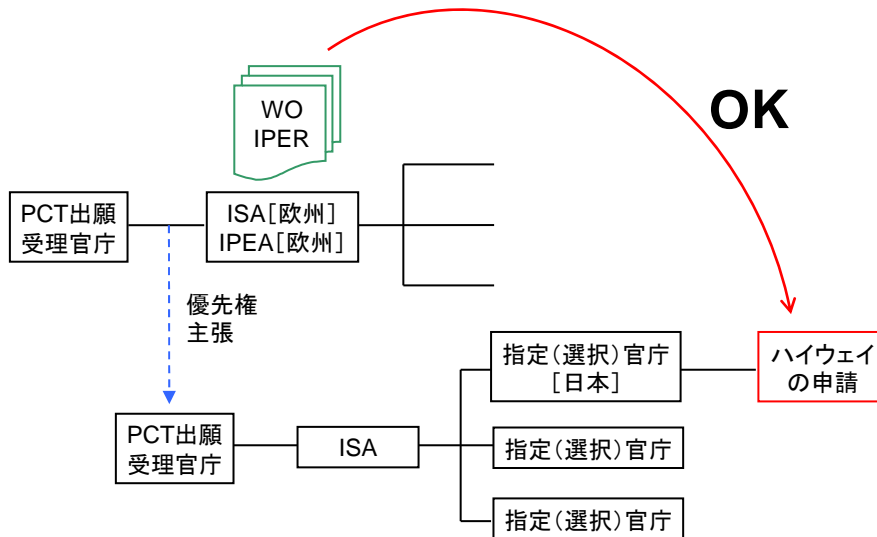
(A'') 当該出願は「対応する国際出願」の国内段階である。
 (「対応する国際出願」が国際出願を基礎として優先権を主張している場合)



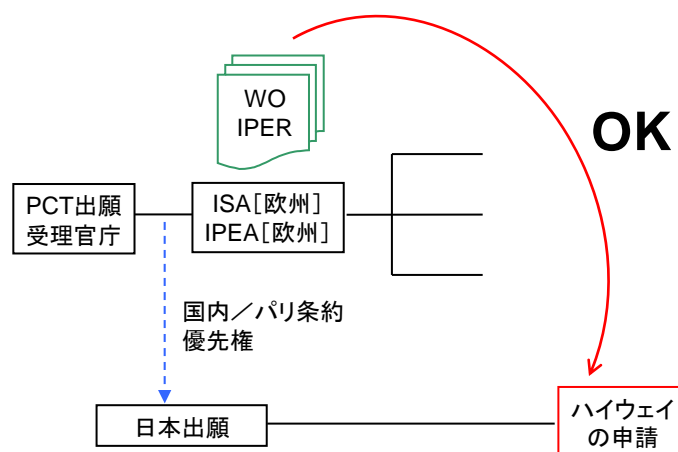
(B) 当該出願は「対応する国際出願」のパリ条約優先権主張の基礎となっている。



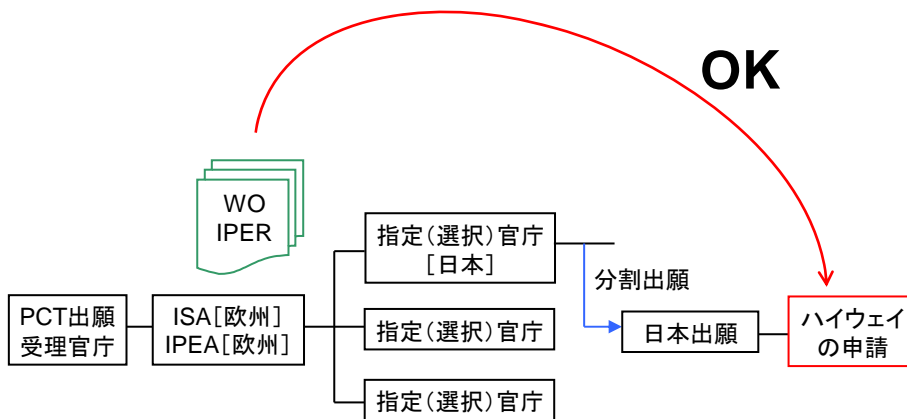
(C) 当該出願は「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする国際出願の国内段階である。



(D) 当該出願は国内出願であり、「対応する国際出願」をパリ条約優先権主張の基礎とする。



(E1) 類型(A)に該当する出願の分割出願である。



(E2) 類型(B)に該当する出願を基礎として国内優先権を主張する出願である。

